



エコアクション21地域事務局 みやざき 認証・登録制度実施要領

平成17年 8月 5日制定

1. 総則

本要領は、財団法人 宮崎県環境科学協会が、財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 持続性センター (以下「中央事務局」という) より認定された「エコアクション 21 地域事務局 みやざき」(以下「地域事務局 みやざき」という) のエコアクション 21 認証・登録制度を公正かつ円滑に運営するために定める。

1. 1 エコアクション 21 認証・登録制度の目的

エコアクション 21 認証・登録制度は、環境経営システム (環境マネジメントシステム) 環境への取組 (環境パフォーマンス評価) 及び環境コミュニケーション (環境報告) をひとつに統合した「エコアクション 21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年版」(環境省)(以下「ガイドライン」という。)に基づき、エコアクション 21 に取り組む事業者を、認証・登録を受けたエコアクション 21 審査人(以下「審査人」という)が審査し、認証・登録するとともに、この事業者の環境活動レポートを公開することにより、広範な中小企業、学校、公共施設などにおける環境への取組を推進し、もって持続可能な社会経済の実現に貢献することを目的とします。

1. 2 エコアクション 21 において認証・登録される事業者の基本的要件

エコアクション 21 において認証・登録される事業者は、環境省が策定した「エコアクション 21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年版」の要求事項に基き、

環境経営システムを構築し、運用し、維持し

ガイドラインに規定する必要な環境への取組 (二酸化炭素・廃棄物・水使用量の削減など) を行い、

環境活動レポートを定期的に作成して公表し、

認定・登録されたエコアクション 21 審査人による所定の審査を受審し、判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

2 エコアクション 21 地域事務局 みやざきの実施体制

2.1 認証・登録の運営体制

エコアクション 21 認証・登録制度は、以下の体制で運営します。

2.2 事務局及び地域委員会等

1)事務局

エコアクション 21 認証・登録制度は、中央事務局が実施します。

地域事務局 みやざきは、中央事務局と連携し、エコアクション 21 に係る事業者の認証・登録及びエコアクション 21 の普及促進等を行います。

また、審査人育成の為の研修会、普及促進セミナー開催のあり方、認証・登録事務に関する研修会等について地域事務局間で親睦を図ります。

2)地域事務局 みやざきに置く委員会等

地域事務局 みやざきに諮問機関として、「エコアクション 21 地域運営委員会(以下「地域運営委員会」という。）」、「エコアクション 21 地域判定委員会(以下「地域判定委員会」という。）」を置きます。

ア 地域運営委員会の構成・審議事項

地域運営委員会は、事業者関係団体、環境保全関係団体及び環境保全に関する学識者などの各界の学識者によって構成し、地域事務局 みやざき 認証・登録制度実施要領、地域判定委員会規程、その他の各種規程、その他地域事務局 みやざき 認証・登録制度の運営に関する重要事項等を審議します。

イ 地域判定委員会の構成・審議事項

地域判定委員会は、事業者の環境への取組などに関する専門家や学識者によって構成し、審査人の審査結果を基に、受審事業者の認証・登録の可否等に関する事項等を審議します。

3. エコアクション 21 における事業者の認証・登録

3.1 認証・登録の基本的要件

エコアクション 21 において認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したガイドラインの要求事項に基づき、以下の各号を満たした取組を適切に実施し、認定登録された審査人による所定の審査を受審し、判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していると認められることが必要です。

- 1) ガイドラインの要求事項に基づき、計画(Plan)、計画の実施(Do)、取組状況の確認・評価(Check)及び全体の評価と見直し(Action)の、PDCA サイクルの環境経営システ

- ムが適切に構築していること。
- 2) ガイドラインの要求事項に基づき、構築された環境経営システムが適切に運用・維持されていること。
 - 3) ガイドラインの要求事項に基づき、必要な環境関連法規を遵守する仕組みが構築され機能していること
 - 4) ガイドラインの要求事項に基づき、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物・水使用量の削減など）を適切に実施していること。
 - 5) ガイドラインの要求事項に基づき、環境活動レポートを適切に作成し、公表していること。

3.2 認証・登録の手順

エコアクション 21 の取組を実施した事業者（以下「受審事業者」という。）は、ガイドラインの要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定・登録された審査人による登録審査を受審し、地域判定委員会による審議を受け、認証登録を得ることが出来ます。

- 1) 受審事業者は、地域事務局 みやざきに、中央事務局所定の書式により、エコアクション 21 の登録審査（書類審査及び現地審査）を申し込みます。
- 2) 受審事業者は、審査人を指名し、地域事務局 みやざきに通知します。地域事務局 みやざきは、受審事業者が希望する場合には、コンサルタントや登録審査を担当する審査人を紹介又は斡旋します。
- 3) 地域事務局 みやざきは、選任された旨を審査人に連絡し、審査人の了解を取ります。
- 4) 地域事務局 みやざきは、選任された審査人へ受審事業者より提出された必要書類を送付します。
- 5) 選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成します。
- 6) 審査人は、審査計画書を受審事業者及び地域事務局 みやざきへ送付します。
- 7) 受審事業者は、審査人からの連絡を受けて、審査人に、所定の書式等により必要書類等を送付します。
- 8) 審査人は、受審事業者より書類等を受取り、書類審査を実施します。
- 9) 審査人は、書類審査により受審事業者がガイドラインの要求事項に適合しているか否かを判断の上、書類審査報告書を作成し、受審事業者に送付します。
- 10) 書類審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審査人による現地審査を受審します。
- 11) 審査人は、現地審査によりガイドラインの要求事項に適合しているか否かを審査し、審査報告書を取りまとめます。受審事業者は、審査人の登録審査結果について異議がある場合は、地域判定委員会に異議を申し立てることができます。
- 12) 現地審査によりガイドラインの要求事項に適合していると認められた場合、審査人は、地域事務局 みやざきに審査報告書及び審査で収集した文書、記録、その他必要書類を提

出します。

受審事業者は、審査人からの当該登録審査に係わる費用及び旅費に関する請求に基づき、直接、審査人に支払います。登録審査の標準審査工数は別表2に定めています。

- 13) 地域事務局 みやぎは地域判定委員会を開催し、次の手順により審議します。

地域判定委員会は、認証・登録の可否を判定します。

地域事務局は、受審事業者に地域判定委員会の判定結果を通知します。

受審事業者は、地域判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局の判定委員会に異議を申し立てることができます。

- 14) 地域事務局 みやぎは、地域判定委員会の判定結果を、判定結果一覧表に取りまとめ、受付簿と資料一式を添付して中央事務局に報告します。

- 15) 中央事務局は、受審査事業者へガイドラインの要求事項に適合しているとの判定結果を通知します。

- 16) 中央事務局から判定委員会の審議結果の通知を受けた受審事業者は、別表に定める認証・登録料を納付するとともに、認証・登録契約書に記名・押印し、中央事務局との間で「エコアクション21認証・登録契約（以下「認証・登録契約」という）」を締結します。

- 17) 中央事務局は、認証・登録契約を締結し、認証・登録料を納付した受審事業者を「エコアクション21認証・登録事業者（以下「認証・登録事業者」という）」として認証・登録します。中央事務局は、認証・登録した事業者に認証・登録証を送付するとともに、認証・登録した事業者名及びその環境活動レポートを、ホームページにより公表します。

3.3 エコアクション21認証・登録手続規程の遵守

エコアクション21認証・登録制度に基づく審査の申込をした受審事業者は、別に定める「エコアクション21認証・登録手続規程」を遵守しなければなりません。

3.4 認証・登録の期間

認証・登録事業者の認証・登録の期間は、認証・登録日より2年間とします。

3.5 中間審査

中間審査は、次の手順により行います

- 1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、概ね1年後に、審査人による所定の中間審査を受審しなければなりません。
- 2) 認証・登録後、初回の中間審査は、原則として現地審査を実施しますが、認証・登録の更新後の中間審査においては、必要に応じて現地審査を実施します。
- 3) 中間審査により、ガイドラインの要求事項に不適合が発見された場合は、地域判定委員会の審議により、認証・登録の一時停止あるいは取り消しをする場合があります。
- 4) 中間審査の手続き等は、2.1～2.3の規定を準用します。
- 5) 中間審査の標準審査工数は、別表3に定めています。

3.6 認証・登録の更新

認証・登録の更新は、次の手順で行います。

- 1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、2年以内に、審査人による所定の更新審査を受審しなければなりません。
- 2) 更新審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた認証・登録事業者は、地域判定委員会の審議の上、認証・登録を更新することができます。
- 3) 更新審査の手続き等は、2.1～2.3)の規定を準用します。
- 4) 更新審査の標準審査工数は、別表4に定めています。

3.7 事業者の機密等の保持

中央事務局、地域事務局 みやざき及び審査人は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く）について、その管理を適正に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者に開示しません。

ただし、法的要請による場合は受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知し、情報を開示します。機密保持は認証・登録契約終了後も継続します。なお、審査人は機密保持を含む審査人としての遵守事項について、中央事務局に誓約書を差し入れます。

別表1 認証・登録料（2年分）

従業員数	料 金
10人以下	50,000円 + 2,500円（消費税）
11人以上300人以下	100,000円 + 5,000円（消費税）
301人以上500人以下	150,000円 + 7,500円（消費税）
501人以上	200,000円 + 10,000円（消費税）

従業員には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。

複数枚の認証・登録証をご希望の場合は、2枚目以降1枚につき5,000円+250円（消費税）の費用が必要となります。

別表2 標準審査工数表：登録審査

従業員数	業種	業種
	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所	製造業、建設業、廃棄物処理業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所
30人以下	2人日	2人日
31人以上100人以下	3人日	4人日
101人以上	5人日以上	6人日以上

別表3 標準審査工数表：中間審査（認証・登録後概ね1年後）

従業員数	業種	業種
	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所	製造業、建設業、廃棄物処理業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所
30人以下	1人日	2人日
31人以上100人以下	1人日	2人日
101人以上	2人日以上	3人日以上

別表4 標準審査工数表：更新審査（認証・登録後2年以内）

従業員数	業種	業種
	サービス業、流通業、事務所等、比較的環境負荷が少ないと考えられる事業所	製造業、建設業、廃棄物処理業、修理工場等、環境負荷が比較的大きいと考えられる事業所
30人以下	2人日	2人日
31人以上100人以下	2人日	3人日
101人以上	3人日以上	4人日以上

審査人の1人日当たりの審査費用は、50,000円/人日（消費税含む）です。

上記の標準審査工数表は、事務所数が1か所の場合です。複数の事業所で認証・登録を受ける場合は、事務局にご相談下さい。また、業種、業態により、上記の標準審査工数以上の審査日数を要することがあります。

なお、従業員数には、正規職員だけでなく、パート・アルバイト等も含まれます。

審査費用は、審査の結果、ガイドラインに適合していないと判断された場合であっても必要となります。